

千代田区議会政務活動費交付額等審査会 に関する規程

(平成14年1月30日 議会議長訓令第1号)

改正 平成25年2月28日議長訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、千代田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年千代田区条例第2号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する政務活動費の額（以下「交付額」という。）について、条例第10条第2項及び第3項に規定する見直しを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の交付額の見直しについて、議長の意見聴取機関として、千代田区議会政務活動費交付額等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(意見の聴取)

第3条 議長は、交付額の見直しを行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び区民のうちから、議長が任命する。

3 委員の任期は3年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、議長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとい

判断した場合は、非公開とすることができる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、議長の求めに応じ、交付額に関する審査を行い、議長に意見を述べるものとする。

2 審査会の審査事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 交付額に関すること。

(2) 政務活動費を充てることができる経費の範囲に関すること。

(3) その他議長が政務活動費で必要と認める事項に関すること。

3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、政務活動費に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、審査会は、必要に応じて当該公文書を分類し、又は整理した資料の提出を求めることができる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、各会派の会計責任者等から政務活動費の支出内容の説明を求めることができる。

5 前項の説明要求は、議長を経由して行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日 議長訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の千代田区議会政務調査研究費交付額等審査会に関する規程の規定に基づく千代田区議会政務調査研究費交付額等審査会委員（以下、「旧委員」という。）である者は、この訓令による改正後の千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程の規定に基づ

き千代田区議会政務活動費交付額等審査会委員に任命されたものとみなし、その任期は、旧委員の任期の残任期間とする。